

郡山市上下水道局職員健康診断実施要領

平成6年9月19日制定
平成15年11月1日一部改正
平成19年4月20日一部改正
平成20年4月1日一部改正
平成21年4月1日一部改正
平成22年4月1日一部改正
平成24年9月20日一部改正
平成25年7月31日一部改正
平成29年4月1日一部改正
令和2年4月1日一部改正
〔上下水道局総務課〕

(対象者)

第1条 健康診断対象者（以下「対象者」という。）は、郡山市上下水道局職員とする。

(健康診断)

第2条 健康診断の種類及び項目は、次に掲げるとおりとする。

(1) 定期健康診断（全職員）

- ア 聴打診 医師による自覚症状及び他覚症状等の有無を検査する。
- イ 身体計測 身長、体重、腹囲及び視力を検査する。
- ウ 尿検査 蛋白、糖、潜血、ウロビリノーゲンを検査する。
- エ 血圧測定 最大血圧及び最小血圧を測定する。
- オ 結核検診 胸部X線デジタル撮影とする。
- カ 聴力検査 オーディオメーターにより聴力を検査する。
- キ 血液検査

(ア) 血液学的検査

白血球数(W)、赤血球数(R)、血色素測定(Hb)、ヘマトリック値(Ht)、ヘモグロビンA1c

(イ) 生化学的検査

LDLコレステロール、HDLコレステロール、中性脂肪、GOT、GPT、γ-GTP、アルカリフォスファターゼ、尿素窒素、尿酸、クレアチニン、総タンパク、アルブミン、血糖

(2) 生活習慣病予防健康診断（30歳以上40歳未満の職員）

- ア 心電図検査 標準12誘導心電図を記録する。
- イ 眼底検査 眼底カメラにより毎年交互に片眼を1枚撮影する。
- ウ 肺がん検診 別紙肺がん検診実施要領による。
- エ 大腸がん検診 便潜血反応（2回法）
- オ 前立腺がん検診 50歳以上の希望する男性職員を対象にPSA血液検査（前立腺腫瘍マーカー）を行う。

(3) 生活習慣病予防健康診断（40歳以上の職員）

- ア 心電図検査 標準12誘導心電図を記録する。
- イ 眼底検査 眼底カメラにより毎年交互に片眼を1枚撮影する。
- ウ 胃がん検診 造影剤を使用しデジタル撮影とする。
- エ 肺がん検診 別紙肺がん検診実施要領による。
- オ 大腸がん検診 便潜血反応（2回法）
- カ 前立腺がん検診 50歳以上の希望する男性職員を対象にP S A血液検査（前立腺腫瘍マーカー）を行う。

(4) 肝炎ウイルス検査（40歳以上で過去に検査を受けていない者のうち希望する職員）

- ア C型肝炎ウイルス検査
- イ B型肝炎ウイルス検査

(5) 会計年度任用職員雇入れ時の健康診断

- ア 聴打診 医師による自覚症状及び他覚症状等の有無を検査する。
- イ 身体計測 身長、体重、腹囲及び視力を検査する。
- ウ 尿検査 蛋白、糖、潜血、ウロビリノーゲンを検査する。
- エ 血圧測定 最大血圧及び最小血圧を測定する。
- オ 結核検診 胸部X線デジタル撮影とする。
- カ 聴力検査 オーディオメーターにより聴力を検査する。

キ 血液検査

（ア）血液学的検査

白血球数（W）、赤血球数（R）、血色素測定（Hb）、ヘマトリック値（Ht）、ヘモグロビンA1c

（イ）生化学的検査

LDLコレステロール、HDLコレステロール、中性脂肪、GOT、GPT、γ-GTP、アルカリフォスファターゼ、尿素窒素、尿酸、クレアチニン、総タンパク、アルブミン、血糖

- ク 心電図検査 標準12誘導心電図を記録する。

（実施方法）

第3条 前条に規定する健康診断は、健診機関に委託（以下「委託健診機関」という。）し、次の各項に基づいて実施するものとする。

2 対象者は、あらかじめ配布された受診予約票を持参し、実施日程に従って受診するものとする。

3 委託健診機関は、実施日程に従って受診予約票を確認の上、前条に規定する健康診断を実施するものとする。

（実施日程）

第4条 実施日程は、別に定める。

（結果報告）

第5条 委託健診機関は、健診結果を集団結果連名簿及び同名簿の電算処理用フロッピーディスクに個人結果通知書を添えて、検査の日から30日以内に上下水道局に報告するものとする。ただし、電算処理用フロッピーディスクは、処理後速やかに委託健診機関に返却するものとする。

(結果通知)

第6条 総務課長は、委託健診機関の報告に基づき、所属長を通じて速やかに受診者に通知するものとする。

(精密検査)

第7条 健康診断の結果「要精検」と判定された者は、共済組合員証を使用して速やかに医療機関で精密検査を受けなければならない。

2 結核健診で「要精検」となった者のうち、医療機関受診の結果、医師が必要と認めるときは、概ね6か月後に上下水道局が指定する医療機関で、再度精密検査を受けなければならない。

(管理指導)

第8条 健診の結果、「要精検」と判定された者又は健康診断を受けなかった者若しくは健康診断を受けることができなかった者については、衛生管理者が精密検査その他健康管理について指導をするものとする。

(事後管理)

第9条 総務課長は、結果報告書を5年間保存しなければならない。

2 総務課長は、健診結果を労働安全衛生法に基づいて労働基準監督署長に速やかに報告しなければならない。

(委託料)

第10条 委託料は、1件当たりの単価契約とする。

2 契約単価については、別に定める。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この要領は、平成6年9月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年9月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年7月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。